

## 「センターによる再就職支援の対象法人の範囲」について」に関する官民人材交流副センター長決定

平成 20 年 12 月 31 日  
内閣府官民人材交流副センター長決定  
平成 26 年 6 月 24 日 一部改正

### 2 (1) ① 不適切な契約

入札又は契約の適正な執行の確保に関する事務を行う機関として副センター長が定めるものにより、公表された報告であって、副センター長が定める期間において、法令又は予算に違反する、若しくは不当であると指摘された契約であって、是正又は改善を講じたと指摘されていないものとして副センター長が定めるものは以下のとおりとする。

#### (1) 会計検査院

可否を判断する時点で公表された直近年度のものを含めそれより前3年度分の会計検査院の決算検査報告において、法令若しくは予算に違反し、又は不当であると指摘された事項を含む契約（契約当事者の一方又は双方により組織的に行われた犯罪その他の不正な行為に起因する指摘事項に限る。）であって、当該事項に関する是正又は改善の処置が講じられていないものが存在する場合。

#### (2) 第三者機関

可否を判断する時点以前3年間において、第三者機関（「随意契約の適正化の一層の推進について」（平成19年11月2日公共調達の適正化に関する関係省庁連絡会議決定）に基づき、各府省（地方支分部局等に置かれるものも含む）に置かれる物品・役務等を含むすべての契約の監視を行う第三者機関及び特定独立行政法人にあっては、当該特定独立行政法人を所管する府省の独立行政法人評価委員会をいう。）により、法令若しくは予算に違反し、又は不当であると指摘された契約であって、是正又は改善されたとの指摘がなされていないものが存在する場合。

#### (3) 公正取引委員会

可否を判断する時点以前3年間において、公正取引委員会が入札談合等関与行為（入札談合等関与行為の排除及び防止並びに職員による入札等の公正を害すべき行為の処罰に関する法律第2条第5項に規定されるものをいう。）があったと認めた場合であって、未だ改善措置（同法第3条第1項に規定されるものをいう。）が講じられていないものが存在する場合。

### 2 (1) ② 一定金額以上の継続的な随意契約

1 再就職支援に対する国民の疑念を招かないことが明白である場合は、以下に掲げるものとする。

(1) 予定価格が予算決算及び会計令第99条第2号、第3号、第4号又は第7号のそれぞれの金額を超えない契約

- (2) 電気事業、電気通信事業、ガス事業、水道事業、工業用水事業、下水道事業、有料放送事業、有線テレビジョン放送事業、電気通信役務利用放送事業の利用契約及び日本放送協会の受信契約
- (3) 他に役務提供等を行う法人を見つけることが極めて困難であり、価格等の条件設定に裁量の余地がない（例：一般利用者と同じ条件で締結する）事務室家賃契約、情報提供に係る定型的な契約及び一般競争入札で購入した物品についての当該購入先との保守契約
- (4) 企画競争を実施し、学識経験者（所属府省職員を除く）で構成される第三者委員会において企画の審査を行い、当該第三者委員会の意見を聴いて契約が行われ、かつ、あらかじめこの方式が国民に公表されているとともに、審査及び業者選定結果を公表されている場合の委託契約
- (5) 当初契約において一般競争入札により落札したシステム用機材の賃貸借契約であって、当初契約の相手方法人と継続的に契約を締結することが必要不可欠である場合
- (6) 災害復旧工事であって、あらかじめ国の機関と建設業法第 27 条の 37 に規定する建設業者団体との間で締結した災害応急対策業務に関する協定書に基づき、当該国の機関の要請を受けて、当該建設業者団体により、当該国の機関が関与することなく選定された法人と締結する、会計法第 29 条の 3 第 4 項及び予算決算及び会計令第 102 条の 4 第 3 号の規定に基づく随意契約
- (7) 一体の構造物として完成して初めて機能を発揮する工事を、その全体工期が国庫債務負担行為の設定年限を超えるため前工事と後工事に分ける場合であって、前工事の当初契約が一般競争入札で落札した工事契約であり、かつ、一体構造物の構築の目的を達成するために、当該前工事を契約した対象法人と後工事の随意契約を継続的に締結することが必要不可欠な場合

2 副センター長は、センター運営の実績を踏まえ、再就職支援に対する国民の疑念を招かないことが明白である場合を追加することができる。

## 2 (2) ① 許認可等

1 職員の行う職務を規律する関係法令の規定及びその運用状況に照らして当該職務にある職員の裁量の余地が少ない又は現に自ら関与していないと認められる許認可等は、以下のとおりとする。

- (1) 一定の事実が存在する場合に必ずすることとされている許認可等であって、当該事実の存在の証明と併せて申請されるもの
- (2) 専決委任されており、当該職員は専決による決裁には関与しないこととされている許認可等

2 副センター長は、センター運営の実績を踏まえ、職員の行う職務を規律する関係法令の規定及びその運用状況に照らして当該職務にある職員の裁量の余地が少ない又は現に自ら関与していないとして認められる許認可等を追加することができる。

## 2 (2) ② 契約の締結又は履行

1 公益事業として提供されるサービスの利用契約その他これに類するものとして副センター長が定める契約は、以下のとおりとする。

(1) 電気事業、電気通信事業、ガス事業、水道事業、工業用水事業、下水道事業、有料放送事業、有線テレビジョン放送事業、電気通信役務利用放送事業の利用契約及び日本放送協会の受信契約

(2) 他に役務提供等を行う法人を見つけることが極めて困難であり、価格等の条件設定に裁量の余地がない（例：一般利用者と同じ条件で締結する）事務室家賃契約、情報提供に係る定型的な契約、一般競争入札で購入した物品について当該購入先との保守契約

2 職員の行う職務を規律する関係法令の規定及びその運用状況に照らして当該職務にある職員の裁量の余地が少ない又は現に自ら関与していないと認められる場合は、以下のとおりとする。

(1) 専決委任されており、当該職員は専決による決裁には関与しないこととされている場合

3 副センター長は、センター運営の実績を踏まえ、公益事業として提供されるサービスの利用契約その他これに類するもの並びに職員の行う職務を規律する関係法令の規定及びその運用状況に照らして当該職務にある職員の裁量の余地が少ない又は現に自ら関与していないと認められる場合を追加することができる。

## 2 (2) ③ 補助金等の交付

1 職員の行う職務を規律する関係法令の規定及びその運用状況に照らして当該職務にある職員の裁量の余地が少ない又は現に自ら関与していないと認められる場合は、以下のとおりとする。

(1) 専決委任されており、当該職員は専決による決裁には関与しないこととされている補助金等

2 副センター長は、センター運営の実績を踏まえ、職員の行う職務を規律する関係法令の規定及びその運用状況に照らして当該職務にある職員の裁量の余地が少ない又は現に自ら関与していないとして認められる場合を追加することができる。

## 2 (2) ④ 検査等

1 検査等の対象となる者の選定を含む、対象法人を検査等の対象とし得る実施計画の作成に着手し、作成が完了していない場合に該当する場合であって、(ii)に該当する場合であって、職員の行う職務を規律する関係法令の規定及びその運用状況

に照らして当該職務にある職員の裁量の余地が少ない又は現に自ら関与していないと認められる場合は、以下のとおりとする。

(1) 専決委任されており、当該職員は専決による決裁には関与しないこととされている検査等

2 副センター長は、センター運営の実績を踏まえ、職員の行う職務を規律する関係法令の規定及びその運用状況に照らして当該職務にある職員の裁量の余地が少ない又は現に自ら関与していないとして認められる場合を追加することができる。

## 2 (2) ⑤ 不利益処分

1 職員の行う職務を規律する関係法令の規定及びその運用状況に照らして当該職務にある職員の裁量の余地が少ない又は現に自ら関与していないと認められる場合は、以下のとおりとする。

(1) 専決委任されており、当該職員は専決による決裁には関与しないこととされている不利益処分

2 副センター長は、センター運営の実績を踏まえ、職員の行う職務を規律する関係法令の規定及びその運用状況に照らして当該職務にある職員の裁量の余地が少ない又は現に自ら関与していないとして認められる場合を追加することができる。

## 2 (2) ⑥ 捜査等

1 職員の行う職務を規律する関係法令の規定及びその運用状況に照らして当該職務にある職員の裁量の余地が少ないと認められる場合は、以下のとおりとする。

(1) 専決委任されており、当該職員は専決による決裁には関与しないこととされている捜査等

2 副センター長は、センター運営の実績を踏まえ、職員の行う職務を規律する関係法令の規定及びその運用状況に照らして当該職務にある職員の裁量の余地が少ない又は現に自ら関与していないとして認められる場合を追加することができる。

## 2 (2) ⑦ その他

1 その他職員が直接の利害関係に立っていると認められる場合は、以下のとおりとする。

(1) 行政指導

職員が、対象法人に対し、行政指導のために必要な手続に着手し、行政指導の通知を未送達の場合

※ 行政指導とは、行政手続法第2条第6号に規定する行政指導のうち、法令の規定に基づいて、又は、許認可等（行政手続法第2条第3号に規定する許認可等）を受けて事業を行っている法人に対して、明確に、一定の作為又は不作為を求めるもので、対象法人を直接の名あて人として、職員若しくはその上司の職名又は所属府省若しくはその機関の名義にて発出されるもの又は口頭でなされるものであって、文書により確認することができるものをいう。

ただし、職員の行う職務を規律する関係法令の規定及びその運用状況に照らし

て当該職務にある職員の裁量の余地が少ない又は現に自ら関与していないと認められる場合として以下に定める場合はこの限りではない。

- ① 専決委任されており、当該職員は専決による決裁には関与しないこととされている行政指導

## 2 (3) その他

1 再就職支援に対する国民の疑念を招くおそれが明白である場合は、以下のとおりとする。

(1) 可否を判断する時点以前過去2年間に、対象法人又はその役員若しくは役員であった者が、以下の罪に関し起訴され、又は有罪判決を受けた場合（無罪の判決若しくは検察側の控訴を棄却する決定が確定した場合、又は、刑の執行が完了した場合を除く。）

①公契約関係競売等妨害罪（刑法第96条の6）

②贈賄罪（刑法第198条）

③私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律に規定される罪のうち、私的独占・不当な取引制限等の罪（第89条）、確定排除措置命令違反等の罪（第90条）、銀行業・保険業を営む会社による議決権の取得等の規制違反の罪（第91条）、届出等に係る義務違反の罪（第91条の2）、法人の代表者に対する罰則（第95条の2）、事業者団体の代表等に対する罰則（第95条の3）

## 3 高度の専門的能力に着目した就職

1 職員の高度の専門的能力に着目して当該法人の特定の地位に就かせようとする場合は、以下に掲げるものとする。

(1) 国家資格又はこれに準ずる資格を直接活用する地位に、当該国家資格又はこれに準ずる資格を有している職員を就かせようとする場合

(2) 特定の学術分野の研究に関する地位に、研究職又は専門スタッフ職での長期にわたる在職、学位論文、学術誌への投稿などにより当該学術分野に関連する研究実績のある職員を就かせようとする場合

(3) 競争の導入による公共サービスの改革に関する法律に基づき提供される公共サービスを実施するために、高度の専門的知識・経験が求められる地位に、当該知識・経験を有することが職務経験から明らかである職員を就かせようとする場合

(4) そのほか、高度の専門的知識・経験の希少性等にかんがみ、特に高度と認められる専門的知識・経験が求められる地位に、当該知識・経験を有することが職務経験から明らかな職員を就かせようとする場合

2 副センター長は、センター運営の実績を踏まえ、職員の高度の専門的能力に着目して当該対象法人の特定の地位に就かせようとする場合を追加することができる。